

静岡県最低賃金 改正決定予定のお知らせ

社員、臨時、パート、アルバイト等の名称にかかわらず、
静岡県内の事業場で働くすべての労働者に適用される
「静岡県最低賃金」を、次のとおり、改正決定する予定です。

平成30年10月3日(水)から (予定)

時間額 **858** 円

御照会・御相談は、静岡労働局労働基準部賃金室まで

054 - 254 - 6315